

# 台湾の知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

### 1 台湾の成り立ち

16世紀半ばの大航海時代に初めて台湾沖を通航したポルトガル船のオランダ人航海士が台湾を発見し、その美しさに感動して「Ilha Formosa (美しい島)」と呼んだことが、「フォルモサ」(Formosa)という台湾の別称の由来であるとされている。それ以来、台湾は、オランダ統治時代、鄭氏政権時代、清朝統治時代、日本統治時代を経て、1945年に日本の敗戦により、当時の中国大陸を支配していた中華民国政府が台湾を統治することとなった。そして、「中華民国憲法」が、1946年11月に中国の南京で開かれた制憲国民大会で採択され、翌1947年元日に公布され、1947年末に施行された。しかし、1949年に当時の与党であった中国国民党は、国共内戦で中国共産党に敗れ、崩壊状態にあった南京の中華民国政府を引き連れて、中国大陸から台湾に移住した。

このような歴史的な要因により、政治のレベルでは、台湾と中国大陸が分断されている。中国大陸における中華人民共和国は、世界で中国はただ一つだけであって、台湾は中華人民共和国の一部であり、中華人民共和国政府が全中国を代表する唯一の合法的政府である、即ち「一つの中国」原則を主張している。他方、台湾における中華民国政府は、過去においても現在においても、中華民国政府が中国の唯一の正統政府であるとの主張を堅持し、中華人民共和国政府と対立してきたほか、国際社会においても、中国代表権をどちらが持つのかを争ってきた。

1971年10月25日、国連総会で中華人民共和国政府を中国の唯一の正統な政府と承認し、蒋介石が代表する中華民国政府を追放するとして2758号決議（提案国であるアルバニアの名をとって、「アルバニア決議」とも呼ばれる）が採択された。これにより中華民国政府が国連と国連機関から脱退し、代わりに中華人民共和国政府が国際連合及び安全保障理事会常任理事国の代表権を獲得した。1990年代以降、中華民国政府が、国交を有する国連加盟国の提案を通して、「中国」としてではなく、「台湾」として国際連合に加盟することを何度も試みたが、正式に加盟するまでには至っていない。

中華民国政府が国連での中国代表権の争いに敗退したことに伴い、現在、中華民国政府をもって、中国を代表する唯一の正式な政府として承認している国はかなり少なく、わずか22

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

か国（2015年12月25日現在）<sup>2</sup>で、かつ経済力の弱い中南米とアフリカの国々に集中している。しかし、世界の多数の国は、台湾を事実上独立した地域とみなし、国交に準じた関係を結んでいる。

このように、台湾は国際機関や主要国に独立国として承認されていないため、台湾の国際社会への参加には様々な障害が存在している。国際機関に加盟しようとするときでも、「台湾」や「中華民国」の呼称を公式的には使えない。例えば、台湾は、世界貿易機関（WTO）、アジア太平洋経済協力機構（APEC）、世界保健機関（WHO）にそれぞれ加盟した際、「チャイニーズタイペイ」（Chinese Taipei、中華台北）という名称を使用した。また、オリンピックを始めとする国際スポーツ大会においても、「台湾」や「中華民国」ではなく、やはり「チャイニーズタイペイ」という名称が用いられている<sup>3</sup>。

## 2 台湾と日本の関係

台湾は、第二次世界大戦以前は日本の植民地であったが、日本国政府は、1951年のサンフランシスコ講和条約及び1952年の日華平和条約において台湾島地域に対する一切の権利を放棄した。また、1972年の中華人民共和国との国交正常化に伴い、中華民国との国交が断絶した。日本政府は、公式には中華民国という国が存在することを認めていないが、實際上、台湾と日本の関係は深く、貿易、経済、技術、文化等の交流は盛んである。このような状況に対応するため、大使館の代わりに、台湾側は「亜東関係協会」、日本側は「公益財団法人交流協会」を設立した。また、亜東関係協会と交流協会は、相互に在外事務所を設置する取り決めに調印した。日本側が設立した「公益財団法人交流協会」は、東京に本部を設置すると同時に、台湾の主要都市である台北と高雄それぞれに事務所を設置して、ビザ発行等の業務を行っており、実質的に台湾での日本大使館の機能を果たしている。これに対して、台湾側が設置した亜東関係協会の日本における出先機関は、「台北駐日経済文化代表処」であり、現在は、東京、大阪、福岡に弁事処、横浜、那覇、札幌に分処を設置している。

## 3 台湾の法制度

台湾では、1945年の日本の敗戦の後、国民党政権の統治により、中華民国法が有効に施行されてきた。1949年以前の中国大陆においても、中華民国法は施行されていたが、中華人民共和国政府は、中華民国法の無効を宣言した。現行の台湾法は、中華民国政府が現実支配している台湾本島及びその附属する諸島で施行されている。

国民党が中国大陆で中華民国政府を樹立した当時は、不平等条約の撤廃を目標として、西欧の近代法をモデルとして六法を編纂し始めた。その沿革は、20世紀初頭、清朝末期の法制改革に遡ることができる。当時、ドイツを始めとする数多くの先進諸国の立法例を参考に

---

<sup>2</sup> 外務省ウェブサイトにおける「台湾 基礎データ」  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/data.html>

<sup>3</sup> <http://www.olympic.org/chinese-taipei>

したのみならず、松岡義正ら日本の学者及び実務家をも招聘し、各法典の起草作業が開始された。中華民国政府は、この清朝末期の法制改革の成果に基づき、数多くの基本法典を制定した。

このような歴史的沿革があることから、台湾法は、全般として、ドイツ法の流れを継受したという側面を持ちながら、日本法からの影響も強く受けている。台湾は、憲法を除いて、法制度全体が日本のものと極めて類似していると言っても過言ではない。近年、民事法、会社法、証券取引法、刑事訴訟法等の分野をはじめ、いくつかの法改正は、英米法からの影響も受けているが、基本的に、台湾法は日本法と同じく大陸法系に属する。このように、台湾の法制度は、日本の法制度とよく似ていることから、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとって、なじみやすく理解しやすいものとなっている。

台湾における法令の優先順位は、まず「憲法」、次に狭義の「法律」（立法院で可決されたものに限る）、そして行政院又はその各部会・機関の公布した「行政法規」、最後に各地方政府（市、県、郷、鎮）の「地方法規」という順になる。

なお、台湾では、現在、北京語（即ち、中国大陸の「普通話」。台湾では「国語」と呼ばれる）、台湾語、客家語等の様々な言語が日常的に使われている。台湾の「国語」は、基本的には、中国大陸の「普通話」（北京語）と同じであり、漢字で表記されるが、中国で使用されている「簡体字」ではなく、伝統的な「繁体字」が用いられる。日本、台湾及び中国大陸の3つの法域においては、共通する法律用語もあれば、異なる法律用語もある。台湾の法令を調べようとするときは、このような法律用語の違いも知っておくことが必要である（表1を参照）。

表1：日本・台湾・中国大陸における法律用語の違い

日本	台湾（繁体字）	中国大陸（簡体字）
条、項、号	條、項、款	条、款、項
知的財産権	智慧財産権	知识产权
特許	發明專利	发明专利
実用新案	新型專利	实用新型
意匠	新式樣專利	外观设计
契約	契約	合同
情報	資訊	信息
申請/申立	聲請（裁判所に対する） / 申請（行政機関に対する）	申请
届出	備查	备案
過料	罰鍰	罚款

## II 知的財産法全般

台湾における知的財産法には、「特許法」（中国語では「専利法」）、「商標法」、「著作権法」及び「営業秘密法」等がある。これらの法律の概要については、後述する。

また、「公平取引法」（中国語では「公平交易法」）は、日本の独占禁止法及び不正競争防止法を合わせた内容に相当する法律である。公平取引法 20 条及び 24 条は、トレードドレスに関連する規定を置いている。

知的財産権に関連する台湾の政府機関には、いくつかのものがある。経済部の知的財産局<sup>4</sup>は、特許出願を受理・審査し、特許権を付与する等の職責を有する。著作権についても、知的財産局が所管する。経済部の訴願審議委員会は、特許及び商標の無効審判申立ての審理を行う等の職責を有する。知的財産権案件の民事訴訟及び刑事訴訟を管轄する裁判所として、知的財産裁判所が 2008 年 7 月 1 日に設立された。知的財産権侵害の刑事事件を捜査するのは、「知的財産権保護警察大隊」である。また、税関は、知的財産権侵害物品の水際措置を管轄する。台湾には、中国のような行政機関（警察及び税関等を除く）が知的財産権侵害案件の摘発を行い、行政処罰を課するという制度は無い。

台湾は、WTO に加盟しているため、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）の適用を受けるほか、WIPO 設立条約に加盟している。しかし、前述した台湾の特殊な地位から、知的財産権に関する重要な国際条約には加盟していない。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演家及びレコード製作者の権利に関する条約等である。

なお、台湾の知的財産法に関する日本語の情報源として、『台湾知的財産権情報サイト』（交流協会台北事務所が運営）<sup>5</sup>がある。当該ウェブサイトには、特許法及び商標法等の日本語訳のほか、模倣対策マニュアル等が掲載されており、大変参考になる。

## III 特許・実用新案・意匠

### 1 総説

台湾の特許法は、発明特許（中国語では「発明専利」）、実用新案（中国語では「新型専利」）及び意匠（中国語では「設計専利」。2011 年改正前は、「新式様」と呼ばれていた）の 3 つを対象としている。台湾では、これらの権利をあわせて「専利」と総称する。

「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。「新型」とは、自然法則を利用した技術的思想の、物品の形状、構造又は組み合わせに対する創作をいう。ここにいう

<sup>4</sup> <http://www.tipo.gov.tw/mp.asp?mp=1>

<sup>5</sup> <http://chizai.tw/>

物品は有体物を意味するため、プロセス又は方法は新型に該当しない。「意匠」とは、物品の形状、模様、色彩又はその結合であって、視覚を通じて訴えかける創作をいう。設計は技術上の問題ではなく、物品の外観上の美観を表現するものである。

なお、台湾では、特許、実用新案及び意匠の3つについて一括して同一の法律で規定されている。この点は中国と同じであるが、台湾の「専利法」でいう「新型専利」は、中国の「専利法」でいう「実用新型」であり、台湾の「専利法」でいう「設計」は、中国の「専利法」でいう「外観設計」である。

各種特許権の有効期間は、①発明特許では出願日より満20年、②実用新案では出願日より満10年、③意匠では出願日より満12年である。

なお、特許法は、2011年11月29日に全面改正され、2013年1月1日に施行された。当該改正により、例えば、発明特許出願と実用新案出願の同日出願が認められた。また、意匠制度の関連では、部分意匠制度を導入し、コンピューターアイコン、グラフィカルユーザインターフェース(GUI)、及び組物の意匠登録を認め、関連意匠制度を新たに設けるとともに、類似意匠制度を廃止した。改正案では動植物特許を認める条項も含まれていたが、当該改正では見送られた。

また、特許法は、2013年5月31日にも改正された(同年6月13日施行)。前述した発明特許出願と実用新案出願の同日出願のケースで発明特許権が選択された場合、実用新案権は発明特許権の公告日に消滅したものとみなされることとなった。さらに、故意侵害の場合の3倍賠償制度が復活したこと、実用新案権の行使にあたっては技術評価書を提示しなければ警告を行ってはならないことが規定された。

## 2 出願時の優先権の主張

出願人が同一の発明に関し、台湾と優先権を相互承認する国又はWTO加盟国において、法に基づき新規に特許を出願し、かつ新規に特許を出願した日から起算して12カ月以内に台湾で特許を出願する場合は、優先権を主張できる。出願人が1つの出願で2件以上の優先権を主張する場合、その優先権期間の起算日は最先の優先権日の翌日とされる。また、外国の出願人がWTO加盟国の国民でなく、かつその所属国が台湾と優先権の相互承認をしていない場合でも、もしWTO加盟国又は互惠国領域内に住所又は事業所を設けているならば、優先権の主張が可能である。

## 3 職務発明

従業者が職務上完成した発明、実用新案又は意匠について、契約で別段の約定がある場合を除き、その特許出願権(専利申請権)及び特許権は、使用者に帰属する。そして、使用者は、従業者に相当の報酬を支払わなければならない。

これに対して、一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させる場合、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。契約に約定がない場合、特許権は発明者又

は考案者に帰属する。但し、出資者は、その発明、実用新案又は意匠を実施することができる。

そして、特許出願権及び特許権が使用者又は出資者に帰属する場合、発明者又は創作者は氏名表示権を享有する。

日本・台湾・中国大陸においては、それぞれ、「特許を受ける権利」に関する用語が異なるので、注意を要する（表2を参照）。

表2：日本・台湾・中国大陸における「特許を受ける権利」に関する用語の違い

	日本	台湾	中国大陸
出願前	特許を受ける権利	専利申請権	申請専利的権利
出願後			専利申請権
権利取得後	特許権	専利権	専利権

#### 4 発明特許の出願及び審査

台湾はパリ条約に加盟していないため、外国人が出願人である場合、「台湾と相互保護条約、協定を有する国の国民あるいは台湾国民の出願を受理する国の国民」でなければ出願できないこととされている。日本国民は、出願が可能である。

発明特許出願の手續及び審査は、以下のとおりである。

- ①特許出願権者が願書、明細書、必要な図面を備えて、知的財産局に提出する。
- ②出願してから約10～20日以内に、審査官は出願書類、手續の仕方に対し、法律で規定されたものを備えているかどうかの方式審査を行う。出願書類又は手續に不備がある場合、出願人に補正するよう通知する。期限内に補正しない場合には、知的財産局は当該出願を受理しない。
- ③知的財産局が、発明特許出願書類を受理した後、審査の結果、手續に、規定に合致しない箇所がなく、かつ公開すべきでない事情がないと認めた場合、出願日から18か月後に当該出願を公開する。
- ④知的財産局が、審査の結果、拒絶すべきものと認めた場合、審定書（拒絶査定謄本）が出願人に送達される。出願人が拒絶査定を不服とする場合、審定書が送達された2か月以内に、書面で再審査を請求することができる。再審査の場合、さらに説明書、特許申請範囲と図式を修正することができる。再審査の審査はもとの審査に関与したことの無い審査官によって行われ、また再審査の審定書を出願者に送る。
- ⑤再審査において拒絶査定を受けた出願人又は無効審判において不利な決定を受けた当事者は、再審査審定書送達の日から30日以内に訴願法にもとづいて訴願審議委員会に訴願を提起することができる。また、訴願審議委員会の決定に不服がある場合は、さらに行政訴訟法の規定に基づき、行政訴訟を提起することができる。
- ⑥知的財産局は、特許出願された発明につき、審査の結果、拒絶理由がない（拒絶理由が

あったが、解消されたことを含む)と認めた場合、特許を許可し、その特許請求の範囲及び図面を公告する。特許出願された発明は、許可査定後、出願人は査定書送達後3か月以内に証書料及び1年目の特許料を納付しなければならず、これらの費用が納付された後はじめて公告される。

何人も、知的財産局に対し、無効審判を請求することができる。2011年改正前においては、知的財産局は、無効審判請求により又は職権で、その発明特許権を取り消すことができたが、2011年改正により、知的財産局の職権による無効審判請求の制度が廃止された。また、一部の請求項に対し無効審判を請求できるとの規定が追加された。さらに、無効審判の審理手続を改正し、審理手続中の職権審理、複数の無効審判の併合審理、複数の無効審判の併合審理、無効審判と訂正の併合審理、及び無効審判請求の取下げができるようになった。

なお、知的財産局は、出願中及び登録済みの特許、実用新案及び意匠につき、中華民国特許情報検索システム(中華民国專利資訊検索系統)<sup>6</sup>を設置している。

## 5 特許権侵害

特許権が侵害されたときは、特許権者は、その侵害行為の除去を請求することができ、侵害のおそれがある場合、その防止を請求することができる。さらに、損害を受けた場合、損害賠償を請求することができるが、他人の特許権を侵害していることを侵害者が明確に知っていたことを立証しなければならない。

損害賠償を請求するときは、下記のうち一つを選択してその損害を計算することができる。

①特許権者が侵害行為により被った損害によること。証拠方法を提供してその損害を証明することができないときは、特許権者は、その特許権の実施により通常得られる利益から損害を受けた後に同一の特許権の実施によって得た利益を控除し、その差額を以て受けた損害とすることができる。

②侵害者が侵害行為によって得た利益によること。侵害者がその原価又は必要経費について立証できないときは、当該部品の販売収入総額をその得た利益とする。

③合理的な実施料に基づいて取得できるロイヤリティを受けた損害額とすること。

なお、2013年6月13日の改正特許法によると、特許権侵害が故意による場合、裁判所は事情に鑑み、損害額以上の賠償を認めることができることとなった。但し、その額は、証明された損害額の3倍を超えてはならない。

さらに、2014年1月22日の改正特許法によると、特許権侵害の疑いのある輸入貨物について、税関に差押えの申請をすることができることとなった。

## IV 商標

---

<sup>6</sup> <http://twpat.tipo.gov.tw/>

## 1 総説

台湾の商標法は、普通の商標権以外に、証明標章及び団体商標についても規定を設けている。台湾の商標法の直近の改正は、2011年6月29日に公布され、2012年7月1日から施行されたものである。従来商標として登録を行うことができたのは、文字、図形、記号、色彩、音声、立体形状又はそれらの結合により構成されたものに限定されていたが、2011年の改正では、商標の保護の対象が「動き」、「ホログラム」、「香り」にまで拡大された。

## 2 出願時の優先権の主張

台湾と互いに優先権を認めている国又は世界貿易機関の加盟国において、法により登録出願された商標について、その出願人が第1回の出願日の翌日から6か月以内に台湾で登録出願した場合は、優先権を主張することができる。優先権を主張する場合は、登録出願と同時に声明を提出し、かつ、願書に第1回出願の出願日及び当該出願を受理した国又はWTOの加盟国を明記しなければならず、出願人は出願日の翌日から3か月以内に、前項の国又はWTOの加盟国によって受理されたことを証明する出願書類を提出するものとされている。これらの手続を履行しなかった場合は、優先権を喪失する。なお、優先権を主張する場合は、その登録出願日は優先権日が基準とされる。

## 3 商標登録の出願

台湾の商標法は、知的財産局に対して先に出願された商標に登録を認める「先願主義」を採用している。その手続の流れは、主に①出願、②審査（方式審査と実体審査）、③登録査定（公告）である。審査官による審査が終了し、商標登録の判断が下されると、登録査定（登録公告）となる。出願人が登録料を納付すると、商標権が発生する。商標権の存続期間は設定登録日から10年であり、更新が可能である。

なお、現在台湾に知的財産局に登録された商標及び出願中の商標の関連資料は、中華民国商標検索システム（中華民国商標検索系統）<sup>7</sup>で調べることが可能である。

## 4 異議及び無効審判

商標登録から3か月の公告期間内であれば誰でも知的財産局に異議を申し立てることができる。

また、商標登録が法律に違反する場合、利害関係人は知的財産局にその登録の無効審判請求（中国語では「評定」）をすることができる。

知的財産局による無効審判の審決に不服があれば、訴願審議委員会へ不服を申し立てることができる。訴願審議委員会の決定に不服があれば、さらに裁判所へ不服を申し立てることができる。訴願審議委員会への不服申立ては、無効審判の審決が送達されてから30日以内、裁判所への不服申立ては、訴願審議委員会の決定書が送達されてから2か月以内に行う

<sup>7</sup> [http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO\\_DR/index.jsp](http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/index.jsp)

ことができる。

## 5 商標権侵害

商標権者の同意を得ずに、販売の目的で、①同一の商品又は役務において、登録商標と同一の商標を使用した場合、②類似の商品又は役務に登録商標と同様の商標を使用し、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある場合、又は③同一又は類似の商品又は役務において、登録商標と類似の商標を使用したことにより、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある場合、商標権侵害となる。

また、商標権者の同意を得ずに、①他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用して、当該商標の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがある場合、②他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、当該著名商標にある文字を、自らの会社、商号、団体、ドメインネーム又はその他営業主体を表す名称として、関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある、又は当該商標の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがある場合、又は③商標権侵害となるおそれがあることを明らかに知りながら、まだ商品又は役務と結びついていないラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係のある物品を製造、所持、陳列、販売、輸出又は輸入した場合、商標権を侵害したものとみなされる。

従来インターネットを通じてウェブサイトで偽物を販売することが、商標法における「陳列、販売」に該当するか否かについて、争いが生じていた。そこで、2011年の改正により、デジタル映像音声、電子媒体、インターネットその他の媒体を通じ商品・役務の所持、陳列、販売、提供、輸出入が可能な場合、当該方法により、販売目的で商標を付した商品・役務を所持、陳列、販売、提供、輸出することを、商標使用行為に該当することとされた。

また、2011年改正前は、著名商標の文字部分をもって会社名称その他営業主体を表す標識とすることにより、著名商標の識別力を希釈化したこと、又は消費者に誤認混同を生じさせたことを条件としていたが、2011年の改正は、この要件を「希釈化する虞がある」又は「誤認混同を生じさせる虞がある」と修正した。

商標権者は、その商標権を侵害した者に対し、その除去を請求することができ、侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。また、商標権者は、さらに商標権侵害に係る物品及び侵害行為に用いられた原料又は器具について、廃棄するよう請求することができる。また、裁判所は侵害の程度及び第三者の利益を斟酌してから、その他の必要な処置を行うことができる。

商標権者は、故意又は過失によりその商標権を侵害されたときに、損害賠償を請求することができる。商標権侵害における損害賠償額の計算方法については、以下の4つの方法がある。

①商標権者が侵害行為により被った損害によること。損害を証明するための証拠方法を提供できないとき、商標権者はその登録商標を使用することにより通常得られる利益から、侵

害された後に同一の商標を使用して得た利益を差し引いた差額をもって損害を受けた額とすることができる。

- ②侵害者が侵害行為によって得た利益によること。商標権侵害者がその原価又は必要経費を挙証できないときは、当該商品を販売した収入の全部をその所得利益とする。
- ③押収した商標権侵害に係る商品の販売単価の 1500 倍以下の金額を損害額とすること。但し、押収した商品が 1500 点を超えるときは、その総額で賠償金額を定める。
- ④合理的な実施料に基づいて取得できるロイヤリティに相当する金額をもって、その損害額とすること。

これらの方法で算出した賠償金額が明らかに相当でないときは、裁判所が裁量により減額することができる。

なお、2011 年改正の商標法は、税関が職権で侵害疑義物品を押収できるとの規定を追加した。即ち、税関は、職務を執行するとき、輸入貨物又は輸出貨物に明らかに商標権を侵害するおそれがあると認めた場合、商標権者及び輸出入業者に通知しなければならない。通知を受けた商標権者が権利侵害の証拠を提出したが、輸出入業者は権利侵害を否定するに足る証拠を提出しないときは、税関は、暫時、貨物を留め置くことができる。権利侵害の調査又は訴訟提起のため必要と思われる場合、税関は権利者に被疑侵害物品の情報を提供し、又は担保金の供託を受けた上で被疑侵害物品のサンプルを提供できることとされた。

## V 著作権

### 1 総説

台湾の著作権法は、日本の著作権法とかなり類似した内容となっている。日本の音楽、小説、漫画、映画等のコンテンツやソフトウェアが、台湾の著作権法によりいかなる保護を受けられるのかを知っておくことは重要である。

台湾の著作権法によると、著作権は、著作者人格権と著作財産権に分けられる。著作者人格権は、公表権、氏名表示権及び同一性保持権という 3 つの権利を含む。公表権とは、著作を完成した後、その著作について公表するか否かを決定する権利をいう。即ち、何人もその著作者の意思に反し、当該著作者の未だ発表していない著作を公表することはできないということである。氏名表示権とは、著作者は、著作に本名、ペンネーム又は匿名を表示する権利をいう。同一性保持権とは、著作は著作者の人格又は名誉を代表又は反映しており、何人も歪曲、分割、改ざんの方法で著作の内容、形式又は名目を変えることができないという権利をいう。

著作財産権には、複製権、口述権、公開放送権、上映権、上演権、公開転送権、展示権、編集権、改作権、譲渡権、貸与権、輸入権の合計 12 種類がある。

なお、現在、台湾では、インターネットの発達やデジタル化等に対応するため、著作権法の全面改正に向けた作業が行われているところである。

## 2 著作権侵害

著作権者は、その権利が侵害された場合には、侵害の排除を請求し、また、侵害のおそれがある場合には、侵害の防止を請求することができる。他人の著作権を故意又は過失によって不法に侵害した者は、損害賠償責任を負わなければならない。また、複数の者が共同で不法に侵害した場合には、連帯して損害賠償責任を負わなければならない。損害賠償について、著作権者は、下記のいずれかの方法を選択して、それに従って計算し、請求することができる。

- ①著作権者が侵害行為により被った損害によること。著作権者がその損害を証明することができない場合には、著作権者は、その権利行使から通常得られると期待される利益の額と侵害を受けた後の同一の権利行使から得られると期待される利益の額との差額を、損害の額とすることができる。
- ②侵害者が侵害行為によって得た利益によること。侵害者がその侵害行為の費用又は必要な経費を証明することができない場合には、侵害者が侵害行為から得た収入の総額を、その得た利益とする。
- ③実際の損害額を証明することが困難な場合に、侵害の事案の重大性に応じてニュー台湾ドル1万元以上100万元以下の賠償額の決定を裁判所に申し立てること。侵害行為が故意であって、かつ、事案が重大である場合には、賠償額をニュー台湾ドル500万元まで増額することができる。

なお、複製の方法を用いて他人の著作権を侵害した者は、3年以下の懲役又は拘留に処せられ、また、これに加えてニュー台湾ドル75万元以下の罰金を科される。

## VI 営業秘密

### 1 総説

台湾でも、諸外国と同じく、営業秘密は一定の法的保護を受けることができる。但し、日本で認められる法的保護とは異なる内容が少なくないため、注意が必要である。

1996年に制定された「営業秘密法」は、全16条から構成される。2013年1月30日には、営業秘密侵害の刑事責任に関する改正が行われた。

「営業秘密」とは、方法、技術、製造過程、調合、プログラム、設計又はその他の生産、販売もしくは経営に使うことのできる情報であり、一般に当該種類の情報に関わる者に知られておらず、その秘密性により实际的又は経済的価値があり、所有者が合理的な秘密保護措置をとっているものをいう。

### 2 営業秘密侵害の民事責任

営業秘密法によると、営業秘密は他人に譲渡し、又は使用を許諾することができる。但し、

正当でない方法で営業秘密を取得し、又は法令により守秘義務があるのに使用もしくは理由なく漏洩したときは、営業秘密の侵害に該当し、被害者は、侵害の排除を請求することができ、また、侵害行為によって作成した物や専ら侵害の用に供する物の廃棄又はその他の必要な処置を請求することができる。侵害行為が故意によるとき、裁判所は、被害者の請求により損害額の3倍を賠償額と決定することができる。

### 3 営業秘密侵害の刑事責任

2013年1月30日の営業秘密法の改正によって、営業秘密を侵害し、かつ一定の要件を満たした場合、刑事責任を負うこととなった。即ち、自分又は第三者の不法な利益のため、又は営業秘密の所有者の利益に損害を与えることを意図して、①窃取・横領・詐術・脅迫・無断複写又はその他の不正方法によって、営業秘密を取得し、又は取得した後、さらに使用・漏洩したとき、②授權を得ていない、又は授權の範囲を超えたにもかかわらず、知っている、又は所持している営業秘密を複写・使用、又は漏洩したとき、③営業秘密を所持している者が、営業秘密の所有者から削除・破棄すべきとの告知を受けたが、当該営業秘密を削除・破棄をしない、又は当該営業秘密を隠匿したとき、④他人が営業秘密を知り、又は所持している営業秘密につき、前記の①、②及び③の事情があることを明らかに知っているが、なお当該営業秘密を取得・使用又は漏洩したとき、5年以下の有期徒刑又は拘留に処され、さらにニュー台湾ドル100万元以上1000万元以下の罰金を併科される。罰金を科するとき、犯罪行為者が得た利益が罰金の最高額を上回った場合、得た利益の3倍以下の範囲内で、罰金の金額を加重することができる。

外国や中国大陸、香港又はマカオで営業秘密を使用することを意図して、上述の罪を犯した場合、1年以上10年以下の有期徒刑に処され、さらにニュー台湾ドル300万元以上500万元以下の罰金が併科される。外国や中国大陸、香港又はマカオで営業秘密を侵害した犯罪行為者が得た利益が、罰金の最高額を上回った場合、得た利益の3倍以下の範囲内で、罰金の金額を加重することができる。

法人の代表者、法人又は自然人の代理人、従業員等が業務を執行する際に、営業秘密に関する罪を犯した場合、行為者を処罰するほか、当該法人又は自然人に対しても罰金が科される。但し、法人の代表者又は自然人が当該犯罪の発生の防止に尽力していた場合は、この限りではない。

以上の営業秘密に関する犯罪は、いずれも親告罪であるため、犯罪の訴追については、被害者による告訴があることが必要である。

## VII エンフォースメント

台湾の訴訟は、大きく民事訴訟、刑事訴訟及び行政訴訟の三種類に分けられる。民事訴訟及び刑事訴訟は地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所が審理する。行政訴訟は、普通裁判

所ではなく、行政裁判所（高等行政裁判所と最高行政裁判所）が審理する。また、行政訴訟における取消訴訟の場合、原則として、「訴願前置主義」が採用されている。即ち、裁判所への訴訟提起よりも前に、まず、行政処分を下した各行政機関の上級機関が当該行政処分の合法性につき訴願決定をもって判断を行うという制度が採られている。その意味で、実質上、上級行政機関が、行政訴訟の第一審の機能を担っているといえる。

しかし、知的財産権に関わる訴訟事件は、他の一般的な訴訟と比べて、専門的・技術的な特徴がある。2004年以來、知的財産案件が高度な専門性・技術性を有することに鑑み、「知的財産裁判所」の設立が積極的に計画された。そして、司法院は、2006年4月に、「知的財産裁判所組織法」及び「知的財産権案件審理法」の草案を作成し、立法院に提出した。立法院は、2007年に両法律を可決し、同年、総統が公布した。その後、両法律はともに2008年7月1日に施行された。また、司法院は、「知的財産案件審理細則」を公布した。知的財産裁判所組織法によると、知的財産裁判所の管轄事件は、表3のとおりである。

表3：知的財産裁判所の管轄事件

①	特許・実用新案・意匠法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、植物品種法、半導体集積回路配置保護法）、又は公平取引法等の法律で保護される知的財産権から生じる第一審及び第二審の民事訴訟事件
②	刑法 253～255 条、317 条、318 条の罪（商標偽造罪）、又は商標法及び著作権法、公平取引法 20 条 1 項に関する 35 条 1 項及び 19 条 5 号に関する 36 条に違反する案件で、地方裁判所の通常手続、簡易手続、司法取引手続による第一審裁判に不服があることによる上訴又は抗告事件
③	特許・実用新案・意匠法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、半導体集積回路配置保護法、営業秘密法、植物品種法又は公平取引法等の法律で保護される知的財産権から生じる第一審の行政訴訟及び強制執行事件
④	その他、法律の規定により又は司法院の指定により知的財産裁判所が管轄する事件

知的財産権案件審理法は、表3の①及び④につき、知的財産裁判所の管轄とする旨を規定しているため、管轄が競合する場合、知的財産裁判所は、優先的管轄権を有するが、他の普通裁判所が管轄権を喪失するわけではない。当事者が優先管轄規定に背いて管轄権を持つ他の普通裁判所で提訴した場合、受訴裁判所は、管轄権の欠缺を理由として訴えを知的裁判所に移送することができない。

台湾では、従来、知的財産権侵害訴訟において権利の有効性を争うことはできなかった。しかし、知的財産権案件審理法 16 条 1 項は、「当事者が、知的財産権を取り消し又は廃止すべき理由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならず、民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、植物品種及び種苗法、又はその他の法律の訴訟手続停止に関する規定を適用しない」と規定している。また、同法 16

条2項は、「知的財産権者は当該民事訴訟において、相手方に対して権利を主張することはできない」と規定しているため、裁判所が係争中の知的財産権が無効であると認定した場合、当該事件の原告は被告に対して当該知的財産権に基づいて権利を主張することはできなくなる。但し、当該無効判断は、訴訟当事者以外の第三者に対抗する効力はない。従って、現行法では、無効論が侵害論に先立って審理され、訴訟手続は停止しない。

さらに、知的財産案件審理法の規定によると、裁判所による証拠収集を認め職権探知主義的な要素を取り入れて、知的財産局の訴訟参加要請を認めている等の点は、日本と異なっている。

ちなみに、知的財産案件はしばしば当事者の営業秘密に関わることから、これを保護するため、知的財産案件審理法は、事件が当事者の営業秘密に関わる場合には、裁判所は審理を非公開とし、訴訟資料の閲覧やコピー、撮影を制限できるという規定を設けている。また、裁判所の専門技術に対する判断に資するため、技術審査官制度が採用された。

## VIII おわりに

多くの日本企業が、台湾企業と貿易取引を行ったり、台湾に現地法人を設立したりしている。また、何より、台湾は日本にとって友好的パートナーであるといえる。台湾では、以前から、日本のアニメや音楽等の文化が広く受け入れられてきたし、人の往来も盛んである。そして、2011年3月11日に発生した東日本大震災の際には、台湾から世界一多額の義援金が日本に送られた。このことは、多くの日本人に、台湾人への感謝の気持ちをあらためて思い起こさせた。日本にとっての台湾の存在感はこれからもますます高まっていくことと思われる。

日本と台湾の間の経済的な相互依存関係がますます深まる昨今、日本企業や日本のビジネスマンにとって、台湾の知的財産法制度に関する情報はますます重要となっている。本稿が少しでも読者の皆様のお役に立つことがあれば、幸いである。

※ 初出：『特許ニュース No.14155』（経済産業調査会、2016年、原題は「世界の知的財産法 第8回 台湾」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。